

2009.11.18

社団法人 建築設備技術者協会
国土交通省 建築基準法等に関するヒアリング意見

.....
(1) 改正建築基準法、改正建築士法に基づく制度について

建築確認の厳格化

- ・ 確認申請図書
 - ・ 審査期間
 - ・ 審査方法 等
-

建築確認の厳格化

【確認申請図書】

建築設備における明示すべき事項についての明示方法、明示する図面箇所の柔軟対応
< 確認申請で「明示すべき事項」は意匠、構造、設備一貫性をもたせた表現としていることから、設備分野においても平面図、二面以上の断面図、 の構造などの表現が使われている。一方で、明示すべき内容の具体性が示されていないこと、多岐に亘る大量な項目立て、重複した事項も散見される。重要事項の選別、具体的な明示方法、記載する図面はどの図でもよい等、設計者の裁量に委ねるなどの柔軟な対応が必要。 >

建築設備における添付図書の簡略化

< 現状の審査は明示すべき事項に対応する図書が揃っているか(添付されているか否か)に重点を置いた傾向が強く、本来の目的から逸れている。大臣認定書の添付や製品の姿図、構造図などはその認定番号や製品型番などで十分と考えられ、添付書類の精査が必要。 >

添付する資料が多いので必要最小限にして簡素化が必要。

(P-Q 風量線図・衛生器具図(トラップの構造図)・ベンドキャップ図などの提出を求められる)

確認申請図書：書類の簡素化を図るべき。例えば、機器等の評定書などの添付等を止めるなど。

確認申請時の添付書類の要否について再度検討してほしい。

< (例) 認定品関連の認定証は番号等のみでよいのではないかと ? >

計画変更の提出書類や軽微変更の扱いなど審査機関によりまちまちである。レベルの統一を徹底願いたい。

昇降機等、製造者の決定に伴い明確化される事項の柔軟対応

< 昇降機機械そのものや衛生タンク等、本来、建築士の設計範囲外である製造者や製品にかかわる内容についての明示除外、確認申請時点での明示すべき内容の簡略化が必要。 >

【審査期間】

審査期間が長いので短縮化が必要。全体の設計工期のなかで申請期間が占める割合が多い。（申請期間が設計工期と同じか長い場合もある。）

審査期間：審査機関の審査日数を公表するなどして、各社に啓蒙させる。

確認審査機関により提出書類・図面内容にバラツキがある。これらのガイドラインが必要と思われる。

審査期間に時間を要することに対し、建築確認時は当然やむをえないが、変更申請については手続きや提出書類を適宜緩和できないか？

< 工程に影響するか、ないしはテナント等計画に制約大きい >

【審査方法】

審査方法：審査者の資格を求める。当然ながら設備設計1級建築士を取得していないと審査が出来ないとか、建築設備士資格も同格とする等。

円滑運用のための審査機関側の対応共通化

< 審査機関側の審査の方向性、やり方が共通化されていないため、設計者側が混乱している。また、審査機関の審査における責任が明確でないと思われる。 >

.....

構造計算適合性判定制度

- ・ 構造計算適合性判定の対象建築物
 - ・ 構造関係基準と審査内容
 - ・ 大臣認定プログラム 等
-

構造計算適合性判定制度

設備機器の耐震性に関する書式等のガイドラインの制定が望まれる。

設備機器は単品設計では無いため、メーカー決定後に詳細仕様が判明する。メーカーにより機器の重量や固定する機器の基礎のアンカーの位置、本数などが異なってくる。そのため耐震基準も詳細を書くことが意味のないものになってしまう。したがって、手続きは必要最低限の簡潔なものとし、制度の弾力的な運用を望む。

不正防止のためのプログラムのプロテクト強化が必要。

.....

構造 / 設備設計一級建築士

- ・ 構造設計一級建築士による設計への関与義務付け
 - ・ 設備設計一級建築士による設計への関与義務付け 等
-

構造 / 設備設計一級建築士

【設備設計一級建築士による設計への関与義務付け】

設備における法適合確認範囲の明確化

< 法適合確認範囲の具体的な内容が周知されていない。設備関係規定の具体的な項目に対する範囲となるのか否か、増改修等についての法適合確認適否等、共有化されていないため混乱している。 >

現在は、設備設計一級建築士は3階以上かつ5,000㎡以上が関与の対象であるが、本来、設備設計一級建築士は、専門性を考えると階数や規模ではなく、小規模な建築物でも法適合性において重要な建築物には関与すべきであるため、3階以上かつ5,000㎡以上という区切りは妥当ではない。

法適合確認に際して行なう記名・押印について

建築設備の耐震性などに関する規定（基準法施行令129条の2の4）については、構造関係規定として構造設計一級建築士の設計又は法適合を求めている。しかしながら従来これらの図書は設備で作製しているのが大半である。

今後、設計業務発注において設計図書の作製および法適合業務の責任区分を明確に委託仕様に記載するよう指導をお願いしたい。特に構造法適合が必要とされる場合は、法適合業務が建築設計（もしくは構造設計）業務に含まれることを明記するよう指導して頂きたい。

理由：

< 図書作成および構造法適合を設備設計（事務所）の責任で行う場合、現状の資格者保有状況（設備事務所に構造設計一級建築士は不在）では業務実施に際し時間的・費用的に非常に大きな支障を来す恐れが大である。当該図書作成もしくは構造法適合業務を建築設計業務（もしくは構造設計業務）に含むことが、設計委託仕様書に明記されれば業務は円滑に進むと期待される。 >

設備設計一級建築士として法適合確認を行う設備関連規定の範囲と、設計者として実際の設備設計を行う範囲との不整合があり、責任区分が混乱している。

< 例えば、防火区画に関わるダンパーや居室排煙は設備関連規定外であるが、現実には設備設計者の業務範囲であり、確認申請図書上も設備図に記載している。エレベータも設備設計一級建築士の確認事項とされているが、仕様決定は建築設計者が行っているため、一級建築士（建築）の確認事項とし

てもよいのではないか。また、防火区画図面（建築図）への捺印を求められたことがあるが、区画そのものの決定は建築であり、設備設計一級建築士はその区画貫通部の処理が適切に対応されているかの判断を行うため捺印は不要と思われる。>

設備設計一級建築士の人数が対応できるか不安がある。設備関連法令6項目には、空調、衛生、非常照明、昇降機が含まれ、現実的に一人では対応できないのではないか。建築構造、設備の責任範囲が従来と異なるため、混乱が生じる。

.....
(手続きの簡略化とあわせて)厳罰化

- ・ 罰則の強化
 - ・ 建築士等の処分の強化 等
-

(手続きの簡略化とあわせて)厳罰化

【罰則の強化】

登録や講習等、資格維持に伴う時間的・費用的負担が増加した。責任と権限が明確になることの結果と言える。法遵守に伴うこれらの負担（費用・時間）増を、発注側（お客様）を含めた世の中全般に周知・理解してもらう活動が必要である。

罰則、処分は建築士個人に課せられる可能性が高い。個人の責任能力の限界もあり、組織的な保険制度への加入促進や、発注者（お客様）への理解促進等、制度の普及へ向けた情報発信が必要である。

社会性の高い業務として適正な報酬を得られる環境と、試験制度の見直しや取得後のCPD活動による質と倫理観の向上を図ることが必要である。その上での罰則強化であり、同時に総合的に検討を行う必要がある。

建築設備士にかかる設計・工事監理業務の権限を与え、その専門家責任を明確化する。当然、罰則も強化する。

【建築士等の処分の強化】

不正を防止するために罰則の強化はやむを得ない。審査機関が不正を発見できなかったことに対する対応が必要。（姉齒事件）

.....

(2) 建築基準法、建築士法に基づく制度のあり方について

.....

(2) 建築基準法、建築士法に基づく制度のあり方について

【 建築確認制度のあり方】

建築基準法の抜本の見直しの必要性

<建築基準法の中で、特に設備分野は浄化槽等あまり主流な設計業務ではなくなった項目が中心にあり、逆に電気設備系、情報系など新しい分野に追いついていない感がある。抜本的な見直しが必要ではないか。>

設備の法適合確認の意義と再編

<設備における法適合確認は設備関係規定に限定されている。そのため、実際の建築設計における法的なチェックとはなり得ていない。例えば、建築基準法を超えたビル管法が適用される建築物のチェック、消防法や他の法令等に対する適法チェック等は法適合確認範囲外となるが、実際に建築される建築物はこれらの法に準拠した設計とする必要がある。限定された法適合確認の実効性に疑問を抱かざるを得ない。>

- 1 建築基準法はあくまで基本的な事項のみとして、設計者の判断に委ねる方が理想と思う。ただし、現実的には、技術者倫理の問題などもあり難しい面もある。
- 2 基本的には有資格者でなければ設計・施工に携わることはできないようにするほうが望ましい。医者や医療関係・弁護士などと同様にしないと建築士の社会的地位は上がらない。
- 3 建築士として社会的・法律的に位置づけされた職業として、また社会的責任を負う立場としてそれらに見合った報酬が必要。業界全体が市場規模の縮小で閉塞感が高まりつつあるが、建築士の社会的地位が向上しないと、魅力のある職業でなくなるため、将来的には、後継者不足や優秀な人材が集まらなくなる可能性がある。建築士個人が努力する部分もあるが、法体系などの整備により解決していく部分もある。

現建築基準法、建築士法では一級建築士がすべての業務遂行が可能ないように成っているが、実際の建築設計業務では、それぞれ構造、設備などは専門技術分野が担当しており、その必要性で建築設備士なる資格を定めた経緯がある。故に、この期に抜本的に実情に即した変更が必要である。

【 建築基準のあり方】

建築基準法と実務実態の乖離点改善

< 建築基準法での建築設備と設備設計者の実務実態が著しく異なる点、例えば、有効換気の窓まわり設計、自然排煙のための開口部等（建築設計者）、昇降機（建築設計者、昇降機製造者）などがあげられる。これらは本来、実態にあった分野区分の再編が必要。>

【 報酬のあり方について】

新告示 15 号により、構造・設備の稼働量の目安が示されたのは評価できる。今後このガイドラインがどのように運用されているかを常にフォローして欲しい。また公共事業体を含めた発注者の業務にこの基準が適正に反映されるよう、周知・指導を徹底して欲しい。

設備の標準外業務として、設備機器の耐震設計に関わる設計業務を、計上できるようにしてほしい。本来構造設計図書として扱われるべき設計図書を設備で書くような業務委託となった場合、実働稼働・費用に応じた業務報酬を計上できる運用ルールを設けて欲しい。

【 建築士等の資格制度の在り方】

建築設備士を設計・工事監理業務において権限のある資格とする

- 1 専門領域（電気、空調・衛生）ごとに各々の設計・工事監理業務を行う権限を与える。
- 2 建築設備士の資格取得後 5 年以上の実務経験者に、専門領域ごとに法適合確認業務を行う権限を与える。

建築設備士試験制度

- 1 「電気」と「空調・衛生」の 2 分野の専門分野に区分し、専門領域を限定した試験制度とする。
- 2 一次試験は「共通」で行うが、二次試験の設計製図は、「電気」と「空調・衛生」の 2 分野に別け、選択問題として専門分野の範囲に限って出題する。

建築設備士の「大臣名での登録証の発行」と「登録の義務化」

- 1 建築設備士の登録証の発行者を「国土交通大臣」とする。
- 2 業務実施にあたっては、建築設備士の登録を義務化する。「登録することができる」から「登録しなければならない」とする。
- 3 各種申請書（確認申請書、省エネルギー計画書等）に建築設備士の氏名、登録番号の記載を義務化する。
- 4 重要事項説明書に建築設備士の記載欄に登録番号欄を設ける。

建築設備士の有効活用

< 3階以上 5,000 m²超の建築物に設備設計一級建築士の関与が義務づけられているが、設備分野は専門性が多岐に亘っている。また、設備設計一級建築士に義務づけられた規模は大規模で、一人の設備設計一級建築士が自ら設計を行うことは実質上、困難。空調、衛生、電気、輸送と各分野での専門家である建築設備士に法適合確認を行える権限を持たせ、より実効性のある法適合確認とすべき。 >

建築設備士の育成と有効活用

<建築基準法の中で、特に設備分野は建基法以外の法、規定（例えば、消防法、電気事業法、水道法、下水道法、ガス事業法、省エネ法、労基法等）に準ずることとなっているが、多岐、大量な法理解が必要となっている。本来、一貫した整理がなされるべきと考えるが、短期間でこれらがなされるとは考えにくい。建築設備を電気、空調、衛生、輸送分野の専門分化を進め、専門分野に明るい専門家の育成、建築設備士の有効活用を行うべき。 >

より専門分化させた建築士制度への見直し

<特に建築設備の分野は様々な技術を取り入れ、応用したものとなってきている。より広く新しい技術を取り入れることが国際競争力にも欠かせないものとなってきている。一定規模を超える建築物は一人の建築士が設計を行うことは実質上困難な実態にある。構造、設備設計一級建築士制度創設はこれらの解決に一定の効果が期待できるが、さらに設備分野はより専門分化した建築士に限らない専門技術者の参画が必要と考える。 >

機械設備、電気設備の両方の技術を習得している技術者は少なく、電気設備系の設備設計一級建築士は数十人程度しかいない。そのため電気設備系の建築設備士を活用していただきたい。

設備設計一級建築士講習を受講している者は、3年ごとに行う一級建築士定期講習を免除していただきたい。

設備設計の地位確立として「設備設計一級建築士」の趣旨は理解できるが、設備設計一級建築士取得条件から一級建築士資格を除外できないか。

<設備設計一級建築士は一級建築士を取得せずとも別の試験で取得できて良いと思う。設備設計者には建築以外の出身の人が多く、前提となる一級建築士取得のためには、実務に加え、二級建築士あるいは建築設備士の取得も必要となる。建築士の取得は建築以外の出身者にとってはハードルが高く、講習会参加などに参加すると経済的負担も大きい。電気・電子工学科出身の設計としては、資格取得のハードルが高いと思われる事により、電気系の設計希望する学生がいなくなると思われる。 >

改正建築基準法・土法の検討にあたって、建築設備六団体協議会員を含む建築関係11団体により、設計の高度化に伴う専門分化の業態に対応した制度とするよう国に要望したところであるが、法改正において従来の一級建築士の権限に拘泥し、現状の建築設計の業態を踏まえた改正が為されなかったことから、特に建築設備設計において改正法は実態と乖離した形となり、今後の建築確認等の実務に支障を生じさせる恐れがある。

その他の建築設備士の有効活用

- 1 CASBEE（建築物総合環境性能評価システム）評価員の受講資格に建築設備士を加える。
- 2 監理技術者（電気工事、管工事）について、建築設備士に受講資格を与える。
- 3 経営審査事項（建設業者の経営に関する事項の審査等）に関する資格評点については、建築設備士を現在の「1点」から「3点」とする。

以上